

高知高専における合理的配慮提供について

高知高専では、「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律」の規定に基づき、障害をはじめとした支援ニーズのある学生に対し、学ぶ機会を保障するための合理的配慮を提供しています。

障害等を理由とした合理的配慮の提供を希望する者は以下を確認の上、高知高専学生課まで申し出て下さい。なお、合理的配慮の提供開始までには時間がかかることがありますので、早めにご相談下さい。

【合理的配慮提供までの流れ】

- ① 保護者・学生本人からの申し出
 - ・合理的配慮依頼書へ困っていることや、希望する支援を具体的に記入
- ② 面談（学生・保護者・学校関係者）
 - ・学生側より、合理的配慮依頼書・根拠資料の提出
 - ・学校側より合理的配慮の説明
 - ・合理的配慮依頼書へ署名（意思表示）
 - ・具体的にどのような支援を受けたいのか希望を確認する
- ③ 学校内にて支援内容検討・支援案作成
- ④ 支援会実施（学生・保護者・学校関係者）
 - ・学校側より、支援案の提示
 - ・確認と調整
 - ・支援内容の決定
 - ・合理的配慮同意書、支援計画書、個人情報保護に関する書類へ本人・保護者の署名
- ⑤ 支援の実施
 - ・ニーズに応じて数か月から半年に一回程度、評価・見直し・調整を行う

【合理的配慮の提供に関する書類】

- ☐合理的配慮依頼書（面談時に学生側より提出）
- ☐障害の根拠となる資料（詳細は次項を確認）
- ☐合理的配慮同意書（支援会実施時に学校側が用意）
- ☐個人情報保護に関する同意書（支援会実施時に学校側が用意）

【障害の根拠となる資料の例】

- ・障害者手帳の種別・等級・区分認定
- ・適切な医学的診断基準に基づいた診断書
- ・標準化された心理検査等の結果
- ・専門家の所見
- ・中学校・特別支援学校中等部における支援状況に関する資料

※根拠資料に関しては相談窓口までご相談ください。

ご提出いただく根拠資料としての要件を満たしているかどうか、担当において確認いたします。

満たしていない場合は、その理由を明示したうえで再提出を求めることがあります。

【裏面もあります】

【合理的配慮に関する相談窓口】

高知高専学生課 088-864-5620

◆合理的配慮とは

大学等が、個々の場面において、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを意味します。

留意点

- 高専は、大学と同じ高等教育機関であるため、「特別支援教育(成績や出席が基準を満たしていなくても、単位認定や進級認定等が、学校長裁量により可能)」を実施することはできません。そのため、高等教育機関における合理的配慮において、必修科目の免除や、成績の評価基準を変更することはできません。